

市議会令和6年第3回定例会

議案及び議案資料

議案第1号～議案第10号

(第1集)

柏 市

目 次

議案第	1号	柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例の一部を改正する条例の制定について ……………	1
議案第	1号資料	柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例の一部を改正する条例について ……………	5
議案第	2号	柏市近隣センター条例の一部を改正する条例の制定について ……………	7
議案第	2号資料	柏市近隣センター条例の一部を改正する条例について ……………	11
議案第	3号	柏市緊急通報システムサービス手数料条例の一部を改正する条例の制定について ……………	13
議案第	3号資料	柏市緊急通報システムサービス手数料条例の一部を改正する条例について ……………	15
議案第	4号	柏市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について ……………	17
議案第	4号資料	柏市国民健康保険条例の一部を改正する条例について ……………	19
議案第	5号	柏市学校給食費条例の制定について ……………	21
議案第	6号	柏市子ども・子育て支援複合施設条例の一部を改正する条例の制定について ……………	25
議案第	6号資料	柏市子ども・子育て支援複合施設条例の一部を改正する条例について ……………	31
議案第	7号	「工事の請負契約の締結について」の一部変更について（高田近隣センターリノベーション工事（建築工事）） ……………	35
議案第	7号資料	「工事の請負契約の締結について」の一部変更（高田近隣センターリノベーション工事（建築工事））関係 ……………	37
議案第	8号	工事の請負契約の締結について（（仮称）柏市子ども・若者相談センター新築工事（建築工事）） ……………	39
議案第8号から 第10号まで資料		（仮称）柏市子ども・若者相談センター新築工事関係 ……………	41

議案第 8号資料	(仮称) 柏市こども・若者相談センター新築 工事(建築工事)関係	5 3
議案第 9号	工事の請負契約の締結について((仮称) 柏 市こども・若者相談センター新築工事(電気 設備工事))	5 7
議案第 9号資料	(仮称) 柏市こども・若者相談センター新築 工事(電気設備工事)関係	5 9
議案第 10号	工事の請負契約の締結について((仮称) 柏 市こども・若者相談センター新築工事(機械 設備工事))	6 1
議案第 10号資料	(仮称) 柏市こども・若者相談センター新築 工事(機械設備工事)関係	6 3

柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例の一部を改正する条例の制定について

柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 9 月 6 日提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

ひとり親家庭等の医療費等の助成に関する事務及び遺児等の養育手当等の支給に関する事務を個人番号を利用することができる事務に追加すること等を行いたいので提案する。

柏市条例第 号

柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例の一部を改正する条例

柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例（平成27年柏市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第3号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第4号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第3条第1項第1号）

事務	特定個人情報
子どもの医療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。以下同じ。）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方

	税関係情報」という。)であって規則で定めるもの
ひとり親家庭等の医療費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの	法第9条第3項に規定する戸籍関係情報(以下「戸籍関係情報」という。)であって規則で定めるもの
	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項であって規則で定めるもの
	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
柏市遺児等養育手当等支給条例(昭和46年柏市条例第15号)に基づく遺児等の養育手当等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	戸籍関係情報であって規則で定めるもの
	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第3条第3項第1号から第3号までに規定する事項であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、公布の日又は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利

便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

議案第1号資料

柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例の一部を改正する条例について

柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例（平成27年柏市条例第42号）新旧対照表

改正前		改正後													
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p> <p>(5)及び(6) 略</p>		<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 特定個人情報 法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p> <p>(5)及び(6) 略</p>													
別表(第3条第1項第1号)		別表(第3条第1項第1号)													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事務</th> <th>特定個人情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子供の医療に要する費用の助成に関する事務であつて規則で定めるもの</td> <td>地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報であつて規則で定めるもの</td> </tr> </tbody> </table>	事務	特定個人情報	子供の医療に要する費用の助成に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報であつて規則で定めるもの	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事務</th> <th>特定個人情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子供の医療に要する費用の助成に関する事務であつて規則で定めるもの</td> <td>医療保険各法(健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)をいう。以下同じ。)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であつて規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であつて規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td>ひとり親家庭等の医療費等の助成に関する事務であつて規則で定めるもの</td> <td>法第9条第3項に規定する戸籍関係情報(以下「戸籍関係情報」という。)であつて規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地方税関係情報であつて規則で定めるもの</td> </tr> </tbody> </table>	事務	特定個人情報	子供の医療に要する費用の助成に関する事務であつて規則で定めるもの	医療保険各法(健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)をいう。以下同じ。)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であつて規則で定めるもの		地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であつて規則で定めるもの	ひとり親家庭等の医療費等の助成に関する事務であつて規則で定めるもの	法第9条第3項に規定する戸籍関係情報(以下「戸籍関係情報」という。)であつて規則で定めるもの		地方税関係情報であつて規則で定めるもの
事務	特定個人情報														
子供の医療に要する費用の助成に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報であつて規則で定めるもの														
事務	特定個人情報														
子供の医療に要する費用の助成に関する事務であつて規則で定めるもの	医療保険各法(健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)をいう。以下同じ。)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であつて規則で定めるもの														
	地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であつて規則で定めるもの														
ひとり親家庭等の医療費等の助成に関する事務であつて規則で定めるもの	法第9条第3項に規定する戸籍関係情報(以下「戸籍関係情報」という。)であつて規則で定めるもの														
	地方税関係情報であつて規則で定めるもの														

	<p>住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項であって規則で定めるもの</p>
<p>柏市遺児等養育手当等支給条例(昭和46年柏市条例第15号)に基づく遺児等の養育手当等の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>戸籍関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第3条第3項第1号から第3号までに規定する事項であって規則で定めるもの</p>

柏市近隣センター条例の一部を改正する条例の制定について

柏市近隣センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 9 月 6 日提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

柏市高田近隣センターに多目的ホールを設置し，当該多目的ホールの使用料の額を定めるとともに，その他の施設の名称及び使用料の額を改めること等を行いたいので提案する。

柏市条例第 号

柏市近隣センター条例の一部を改正する条例

柏市近隣センター条例（平成12年柏市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第2第1項の表柏市高田近隣センターの項中

「

和室1	3	4 1 0
和室2	3	2 0 0
和室3	3	2 0 0
和室1・2	3	6 1 0
会議室	3	4 1 0
料理実習室	4	1, 6 1 0

を

」

「

和室兼会議室	3	4 1 0
多目的ホール	3	4 1 0
和室・多目的ホール	3	8 2 0
会議室A	3	4 1 0
会議室B	3	4 1 0
会議室A・B	3	8 2 0
料理実習室兼会議室	3	4 1 0

に改め、同別表第2項の

」

表柏市新富近隣センターの項の次に次のように加える。

柏市高田近隣センター	調理設備及び調理器具	3時間 当たり	3 0 0
------------	------------	------------	-------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は，令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第2第1項の表の規定はこの条例の施行の日以後の柏市高田近隣センターの施設の使用に係る使用料について適用し，同日前の柏市高田近隣センターの施設の使用に係る使用料についてはなお従前の例による。

議案第2号資料

柏市近隣センター条例の一部を改正する条例について

柏市近隣センター条例（平成12年柏市条例第37号）新旧対照表

改正前				改正後			
別表第2(第10条第1項)				別表第2(第10条第1項)			
1 施設使用料				1 施設使用料			
施設		単位(時間)	使用料(円)	施設		単位(時間)	使用料(円)
柏市旭町近隣センターから柏市富里近隣センターまで略				柏市旭町近隣センターから柏市富里近隣センターまで略			
柏市 高田 近隣 センター	体育室 略			柏市 高田 近隣 センター	体育室 略		
	和室1	3	410		和室兼会議室	3	410
	和室2	3	200		多目的ホール	3	410
	和室3	3	200		和室・多目的ホール	3	820
	和室1・2	3	610		会議室A	3	410
	会議室	3	410		会議室B	3	410
	料理実習室	4	1,610		会議室A・B	3	820
柏市根戸近隣センターから柏市手賀近隣センターまで略				柏市根戸近隣センターから柏市手賀近隣センターまで略			
備考 略				備考 略			
2 附帯設備使用料				2 附帯設備使用料			
附帯設備		単位	使用料(円)	附帯設備		単位	使用料(円)
柏市新富近隣センター 略				柏市新富近隣センター 略			
				柏市 高田 近隣 センター	調理設備及び調理器具	3時間当たり	300
柏市沼南近隣センター 略				柏市沼南近隣センター 略			
備考 略				備考 略			

柏市緊急通報システムサービス手数料条例の一部を改正
する条例の制定について

柏市緊急通報システムサービス手数料条例の一部を改正する条例
を次のとおり制定する。

令和 6 年 9 月 6 日提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

緊急通報システム事業に係る手数料の額を改めたいので提案する。

柏市条例第 号

柏市緊急通報システムサービス手数料条例の一部を改正
する条例

柏市緊急通報システムサービス手数料条例（平成13年柏市条例
第10号）の一部を次のように改正する。

別表当該年度分の市町村民税の非課税世帯（上記に該当する世帯
を除く。）の項手数料の額（円）の欄中「510」を「300」に
改め、同表当該年度分の市町村民税の課税世帯の項手数料の額
（円）の欄中「1,220」を「800」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の規定は令和6年10月以後の月分の手数料の額
について適用し、同年9月以前の月分の手数料の額についてはな
お従前の例による。

議案第3号資料

柏市緊急通報システムサービス手数料条例の一部を改正する条例について

柏市緊急通報システムサービス手数料条例（平成13年柏市条例第10号）新旧対照表

改正前			改正後		
別表(第3条)			別表(第3条)		
区分	単位	手数料の額 (円)	区分	単位	手数料の額 (円)
略	1月につき	略	略	1月につき	略
当該年度分の市町村民税の 非課税世帯(上記に該当する 世帯を除く。)		<u>510</u>	当該年度分の市町村民税の 非課税世帯(上記に該当する 世帯を除く。)		<u>300</u>
当該年度分の市町村民税の 課税世帯		<u>1,220</u>	当該年度分の市町村民税の 課税世帯		<u>800</u>
備考 略			備考 略		

柏市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

柏市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 9 月 6 日提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

国民健康保険法の改正により被保険者証が廃止されることに伴い被保険者証の返還に係る罰則の規定を改めるとともに、急患等として保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受けた被保険者に係る保険料の徴収猶予の期間の特例を定めること等を行いたいのを提案する。

柏市条例第 号

柏市国民健康保険条例の一部を改正する条例

柏市国民健康保険条例（昭和63年柏市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第27条第1項各号列記以外の部分中「よつて」を「よって」に改め、「6か月」の次に「（急患等として保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受けた被保険者であって、資力の活用に時間を要すると市長が認めるものに係る保険料の納付にあつては、1年）」を加え、「限つて」を「限って」に改め、同項第4号中「あつた」を「あつた」に改める。

第30条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第27条の規定は、令和6年度分の保険料のうちこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に納期限が到来するもの及び令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度分のうち施行日前に納期限が到来したもの及び令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

3 施行日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第4号資料

柏市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

柏市国民健康保険条例（昭和63年柏市条例第8号）新旧対照表

改正前	改正後
<p>(徴収猶予)</p> <p>第27条 市長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によつて、その納付することができないと認められる金額を限度として6か月以内の期間を限つて徴収猶予することができる。</p> <p>(1)から(3)まで 略</p> <p>(4) 前各号に掲げる理由に類する理由があつたとき。</p> <p>2 略</p> <p>(罰則)</p> <p>第30条 本市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。</p>	<p>(徴収猶予)</p> <p>第27条 市長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によつて、その納付することができないと認められる金額を限度として6か月(急患等として保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受けた被保険者であつて、資力の活用にに時間を要すると市長が認めるものに係る保険料の納付にあつては、1年)以内の期間を限つて徴収猶予することができる。</p> <p>(1)から(3)まで 略</p> <p>(4) 前各号に掲げる理由に類する理由があつたとき。</p> <p>2 略</p> <p>(罰則)</p> <p>第30条 本市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。</p>

柏市学校給食費条例の制定について

柏市学校給食費条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 9 月 6 日提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

学校給食法の規定に基づき本市が実施する学校給食に係る学校給食費に関し必要な事項を定めたいので提案する。

柏市条例第 号

柏市学校給食費条例

(趣旨)

第1条 この条例は、学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）の規定に基づき本市が実施する学校給食に係る学校給食費に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食 法第3条第1項に規定する学校給食をいう。
- (2) 学校給食費 法第11条第2項に規定する学校給食費をいう。
- (3) 学校給食費負担者 次条の規定により実施される学校給食を受ける児童又は生徒の保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。）その他当該学校給食の提供を受ける者をいう。

(学校給食の実施)

第3条 本市は、本市が設置する小学校及び中学校において学校給食を実施するものとする。

(学校給食費の徴収及び納付)

第4条 市長は、学校給食費負担者から学校給食費を徴収する。

- 2 学校給食費負担者は、別に定めるところにより、学校給食費を納付しなければならない。

(学校給食費の減免)

第5条 市長は、特別の理由があると認めるときは、学校給食費を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行し、同日以後に実施する

学校給食に係る学校給食費について適用する。

柏市子ども・子育て支援複合施設条例の一部を改正する
条例の制定について

柏市子ども・子育て支援複合施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 9 月 6 日提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

柏市子ども・子育て支援複合施設に本の広場及び中高生の広場を設置したいので提案する。

柏市条例第 号

柏市子ども・子育て支援複合施設条例の一部を改正する
条例

柏市子ども・子育て支援複合施設条例（令和5年柏市条例第30号）の一部を次のように改正する。

目次中

「

第5章 雑則（第33条） を

」

「

第5章 本の広場（第33条－第38条）

第6章 中高生の広場（第39条－第48条） に改める。

第7章 雑則（第49条）

」

第33条中「市長」の次に「又は教育委員会」を加え、第5章中同条を第49条とする。

第5章を第7章とし、第4章の次に次の2章を加える。

第5章 本の広場
（設置）

第33条 子どもに本と接する機会を提供し、もって子どもの健やかな成長を支援するため、複合施設に本の広場を設置する。

（利用者の範囲）

第34条 本の広場を利用することができる者は、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童及びその児童（満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童に限る。）と同伴する保護者その他教育委員会が適当と認める者とする。

（利用の許可等）

第35条 本の広場を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の許可（以下この章において「許可」という。）を受けようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会に申請をしなければならない。

3 教育委員会は、許可に際し、本の広場の管理運営上必要な条件を付することができる。

4 教育委員会は、第2項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するとき又は本の広場の管理運営上支障があると認めるときは、許可をしないことができる。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 本の広場の施設、附帯設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

(3) 営利を目的として利用すると認めるとき。

(4) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。

（許可の取消し等）

第36条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは利用の停止を命じることができる。

(1) 許可を受けた者（以下この章において「利用者」という。）が偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。

(2) 利用者が利用の目的又は条件に違反して利用したとき。

(3) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。

(4) 災害その他の事故により利用者が本の広場の利用ができなくなったとき又は本市が本の広場を使用する必要が生じたとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要があると認めるとき。

（使用料）

第37条 本の広場の使用料は、徴収しない。

（損害賠償）

第38条 第13条の規定は、本の広場について準用する。

第6章 中高生の広場

（設置）

第39条 中高生世代の子どもに自主的な活動の場及び交流の場を提供し、もって中高生世代の子どもの健全な育成を図るため、複合施設に中高生の広場を設置する。

(利用者の範囲)

第40条 中高生の広場を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 満12歳に達する日後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

(2) 前号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

(登録)

第41条 前条第1号に規定する者は、中高生の広場を利用しようとするときは、あらかじめ教育委員会の登録を受けなければならない。

2 前項の登録(以下この章において「登録」という。)を受けようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会に申請をしなければならない。

3 教育委員会は、登録に際し、中高生の広場の管理運営上必要な条件を付することができる。

4 教育委員会は、第2項の申請をした者がこの条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき又は中高生の広場の管理運営上支障があると認めるときは、登録をしないことができる。

(辞退等の届出)

第42条 登録を受けた者(以下この章において「登録者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会規則で定めるところにより、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

(1) 登録者が中高生の広場の利用を辞退しようとするとき。

(2) 登録を受けた事項に変更が生じたとき。

(登録の取消し等)

第43条 教育委員会は、登録者が前条第1号の規定に該当する旨の届出をしたときは、当該登録者の登録を取り消すものとする。

2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を

取り消し，又は利用を制限し，若しくは利用の停止を命じることができる。

- (1) 登録者が偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。
- (2) 登録者が利用の目的又は条件に違反して利用したとき。
- (3) 登録者がこの条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか，教育委員会が特に必要があると認めるとき。

3 教育委員会は，災害その他の事故により登録者が中高生の広場の利用ができなくなったとき又は本市が中高生の広場を使用する必要が生じたときは，利用を制限し，又は利用の停止を命じることができる。

(施設の利用の許可等)

第44条 第40条第2号に規定する者は，中高生の広場を利用しようとするときは，あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可（以下この章において「施設利用許可」という。）を受けようとする者は，教育委員会規則で定めるところにより，教育委員会に申請をしなければならない。
- 3 教育委員会は，施設利用許可に際し，中高生の広場の管理運営上必要な条件を付することができる。
- 4 教育委員会は，第2項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するとき又は中高生の広場の管理運営上支障があると認めるときは，施設利用許可をしないことができる。
 - (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
 - (2) 中高生の広場の施設，附帯設備等を損傷し，又は滅失するおそれがあると認めるとき。
 - (3) 営利を目的として利用すると認めるとき。
 - (4) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。

(施設の利用の許可の取消し等)

第45条 教育委員会は，次の各号のいずれかに該当するときは，施設利用許可を取り消し，又は利用を制限し，若しくは利用の停

止を命じることができる。

(1) 施設利用許可を受けた者（以下この章において「施設利用者」という。）が偽りその他不正の手段により施設利用許可を受けたとき。

(2) 施設利用者が利用の目的又は条件に違反して利用したとき。

(3) 施設利用者がこの条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。

(4) 災害その他の事故により施設利用者が中高生の広場の利用ができなくなったとき又は本市が中高生の広場を使用する必要性が生じたとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要があると認めるとき。

（備品の利用の許可等）

第46条 登録者又は施設利用者は、中高生の広場の備品（教育委員会が定めるものに限る。以下同じ。）を利用しようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 第44条第2項から第4項まで及び前条の規定は、前項の許可及び当該許可の取消し等について準用する。

（使用料）

第47条 中高生の広場（備品を含む。）の使用料は、徴収しない。

（損害賠償）

第48条 第13条の規定は、中高生の広場について準用する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

（準備行為）

2 改正後の第41条の規定による申請及び登録並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、同条の規定の例により行うことができる。

議案第6号資料

柏市子ども・子育て支援複合施設条例の一部を改正する条例について

柏市子ども・子育て支援複合施設条例（令和5年柏市条例第30号）新旧対照表

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章から第4章まで 略</p> <p><u>第5章 雑則(第33条)</u></p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第1章から第4章まで 略</p> <p><u>第5章 本の広場(第33条—第38条)</u></p> <p><u>第6章 中高生の広場(第39条—第48条)</u></p> <p><u>第7章 雑則(第49条)</u></p> <p>附則</p> <p><u>第5章 本の広場</u></p> <p><u>(設置)</u></p> <p><u>第33条 子どもに本と接する機会を提供し、もつて子どもの健やかな成長を支援するため、複合施設に本の広場を設置する。</u></p> <p><u>(利用者の範囲)</u></p> <p><u>第34条 本の広場を利用することができる者は、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童及びその児童(満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童に限る。)と同伴する保護者その他教育委員会が適当と認める者とする。</u></p> <p><u>(利用の許可等)</u></p> <p><u>第35条 本の広場を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の許可(以下この章において「許可」という。)を受けようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会に申請をしなければならない。</u></p> <p><u>3 教育委員会は、許可に際し、本の広場の管理運営上必要な条件を付することができる。</u></p> <p><u>4 教育委員会は、第2項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するとき又は本の広場の管理運営上支障があると認めるときは、許可をしないことができる。</u></p> <p><u>(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき。</u></p> <p><u>(2) 本の広場の施設、附帯設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。</u></p> <p><u>(3) 営利を目的として利用すると認めるとき。</u></p> <p><u>(4) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。</u></p> <p><u>(許可の取消し等)</u></p>

第36条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは利用の停止を命じることができる。

(1) 許可を受けた者(以下この章において「利用者」という。)が偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。

(2) 利用者が利用の目的又は条件に違反して利用したとき。

(3) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。

(4) 災害その他の事故により利用者が本の広場の利用ができなくなったとき又は本市が本の広場を使用する必要が生じたとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要があると認めるとき。

(使用料)

第37条 本の広場の使用料は、徴収しない。

(損害賠償)

第38条 第13条の規定は、本の広場について準用する。

第6章 中高生の広場

(設置)

第39条 中高生世代の子どもに自主的な活動の場及び交流の場を提供し、もって中高生世代の子ども健全な育成を図るため、複合施設に中高生の広場を設置する。

(利用者の範囲)

第40条 中高生の広場を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 満12歳に達する日後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

(2) 前号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

(登録)

第41条 前条第1号に規定する者は、中高生の広場を利用しようとするときは、あらかじめ教育委員会の登録を受けなければならない。

2 前項の登録(以下この章において「登録」という。)を受けようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会に申請をしなければならない。

3 教育委員会は、登録に際し、中高生の広場の管理運営上必要な条件を付することができる。

4 教育委員会は、第2項の申請をした者がこの条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき又は中高生の広場の管理運営上支障があると認めるときは、登録をしないこ

とができる。

(辞退等の届出)

第42条 登録を受けた者(以下この章において「登録者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会規則で定めるところにより、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

(1) 登録者が中高生の広場の利用を辞退しようとするとき。

(2) 登録を受けた事項に変更が生じたとき。

(登録の取消し等)

第43条 教育委員会は、登録者が前条第1号の規定に該当する旨の届出をしたときは、当該登録者の登録を取り消すものとする。

2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消し、又は利用を制限し、若しくは利用の停止を命じることができる。

(1) 登録者が偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。

(2) 登録者が利用の目的又は条件に違反して利用したとき。

(3) 登録者がこの条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要があると認めるとき。

3 教育委員会は、災害その他の事故により登録者が中高生の広場の利用ができなくなったとき又は本市が中高生の広場を使用する必要が生じたときは、利用を制限し、又は利用の停止を命じることができる。

(施設の利用の許可等)

第44条 第40条第2号に規定する者は、中高生の広場を利用しようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の許可(以下この章において「施設利用許可」という。)を受けようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会に申請をしなければならない。

3 教育委員会は、施設利用許可に際し、中高生の広場の管理運営上必要な条件を付することができる。

4 教育委員会は、第2項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、中高生の広場の管理運営上支障があると認めるときは、施設利用許可をしないことができる。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 中高生の広場の施設、附帯設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

(3) 営利を目的として利用すると認めるとき。

(4) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。

(施設の利用の許可の取消し等)

第45条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設利用許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは利用の停止を命じることができる。

(1) 施設利用許可を受けた者(以下この章において「施設利用者」という。)が偽りその他の不正の手段により施設利用許可を受けたとき。

(2) 施設利用者が利用の目的又は条件に違反して利用したとき。

(3) 施設利用者がこの条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。

(4) 災害その他の事故により施設利用者が中高生の広場の利用ができなくなったとき又は本市が中高生の広場を使用する必要が生じたとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要があると認めるとき。

(備品の利用の許可等)

第46条 登録者又は施設利用者は、中高生の広場の備品(教育委員会が定めるものに限る。以下同じ。)を利用しようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 第44条第2項から第4項まで及び前条の規定は、前項の許可及び当該許可の取消し等について準用する。

(使用料)

第47条 中高生の広場(備品を含む。)の使用料は、徴収しない。

(損害賠償)

第48条 第13条の規定は、中高生の広場について準用する。

第7章 雑則

(委任)

第49条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が別に定める。

第5章 雑則

(委任)

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

「工事の請負契約の締結について」の一部変更について

市議会令和5年第3回定例会において議決を経た「工事の請負契約の締結について」（議案第6号）の一部を次のとおり変更する。

令和 6 年 9 月 6 日提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

高田近隣センターリノベーション工事（建築工事）の請負契約の契約金額を増額したいので提案する。

市議会令和5年第3回定例会において議決を経た「工事の請負契約の締結について」（議案第6号）の一部を次のとおり変更する。

契約金額の項中「363,000,000円」を「369,380,000円」に改める。

議案第7号資料

「工事の請負契約の締結について」の一部変更（高田近隣センターリノベーション工事（建築工事））関係

主な変更の理由

- (1) 本館及び体育館の外壁に当初想定していなかったひび割れ等が生じていたことが工事の過程で判明したことに伴い、追加の補修を行ったもの
- (2) 本館と体育館との間のエキスパンションジョイントに当初想定していなかった劣化が生じていたことが工事の過程で判明したことに伴い、追加の改修を行ったもの
- (3) 本館の屋根の増築部分と別館の屋根との間に新設する内樋の耐久性等が不足する可能性があることが工事の過程で判明したことに伴い、当該内樋の仕様の変更を行ったもの

工事の請負契約の締結について

(仮称) 柏市こども・若者相談センター新築工事(建築工事)について、次のとおり請負契約を締結する。

令和 6 年 9 月 6 日提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

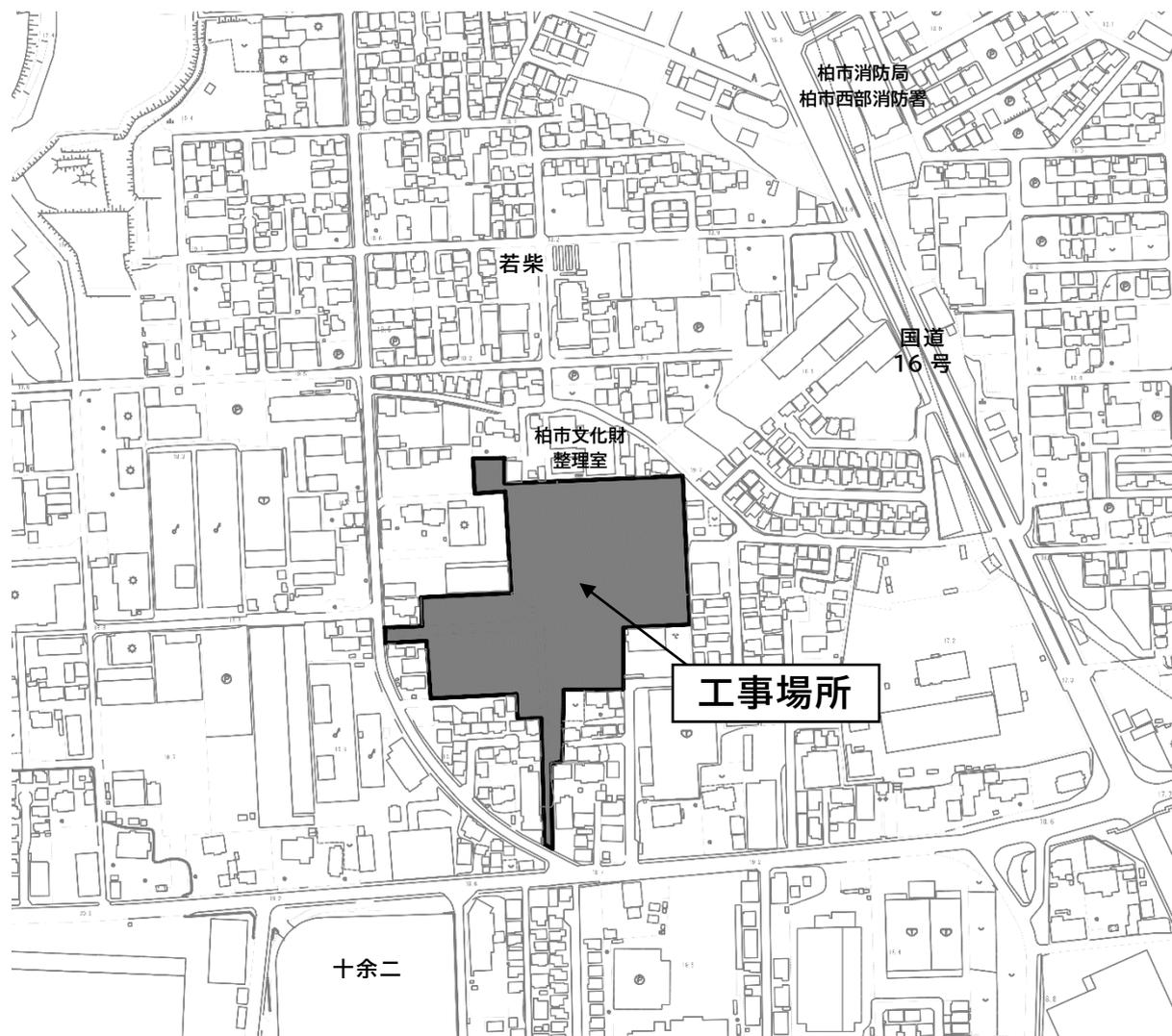
(仮称) 柏市こども・若者相談センターを新築したいので提案する。

- 1 名称
(仮称) 柏市こども・若者相談センター新築工事 (建築工事)
- 2 場所
柏市十余二 3 1 3 番 9 2 ほか
- 3 概要
(仮称) 柏市こども・若者相談センター新築工事に係る建築工事一式
 - (1) 構造階別
鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨造) 3階建て
 - (2) 延べ床面積 (附属建物を含む。)
6, 953.06平方メートル
 - (3) 主要室
 - ア 1階
相談室, はぐはぐひろば, 中高生世代の居場所, 若者の相談・居場所, 一時預かり, カフェ, アリーナ及び事務室
 - イ 2階
居室, 学習室, 食堂及び事務室
 - ウ 3階
相談室, 家族療法室, 箱庭療法室, 面談室, 会議室及び研修室
 - (4) 附属建物
屋根付駐輪場, トイレ・倉庫等
 - (5) その他
駐車場, 車路等
- 4 契約の方法
制限付一般競争入札
- 5 契約金額
2, 857, 800, 000円
- 6 契約の相手方
柏市あけぼの四丁目1番3号
新日本建設株式会社 北関東支店
支店長 松本英敏

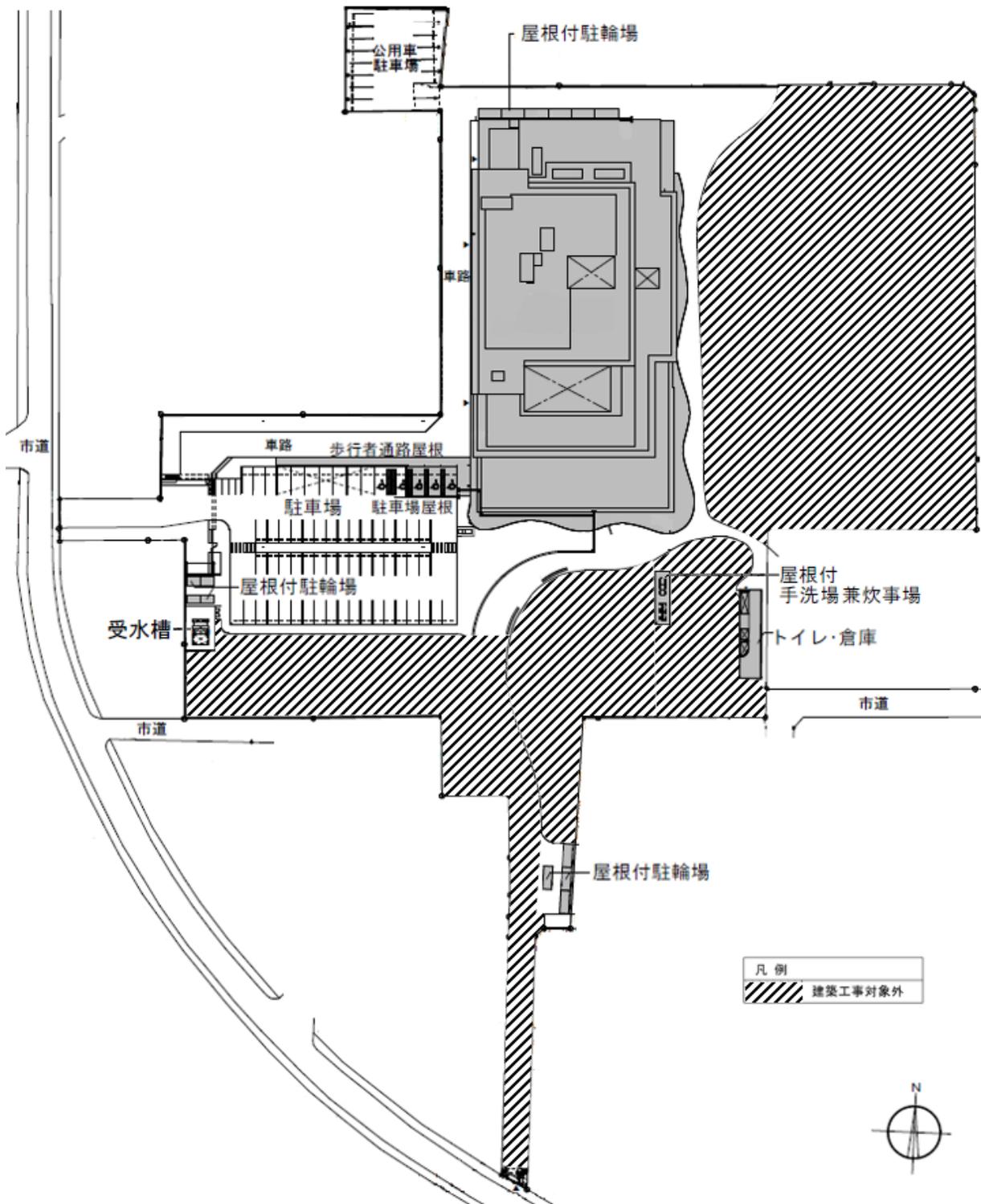
議案第8号から第10号まで資料

(仮称) 柏市こども・若者相談センター新築工事関係

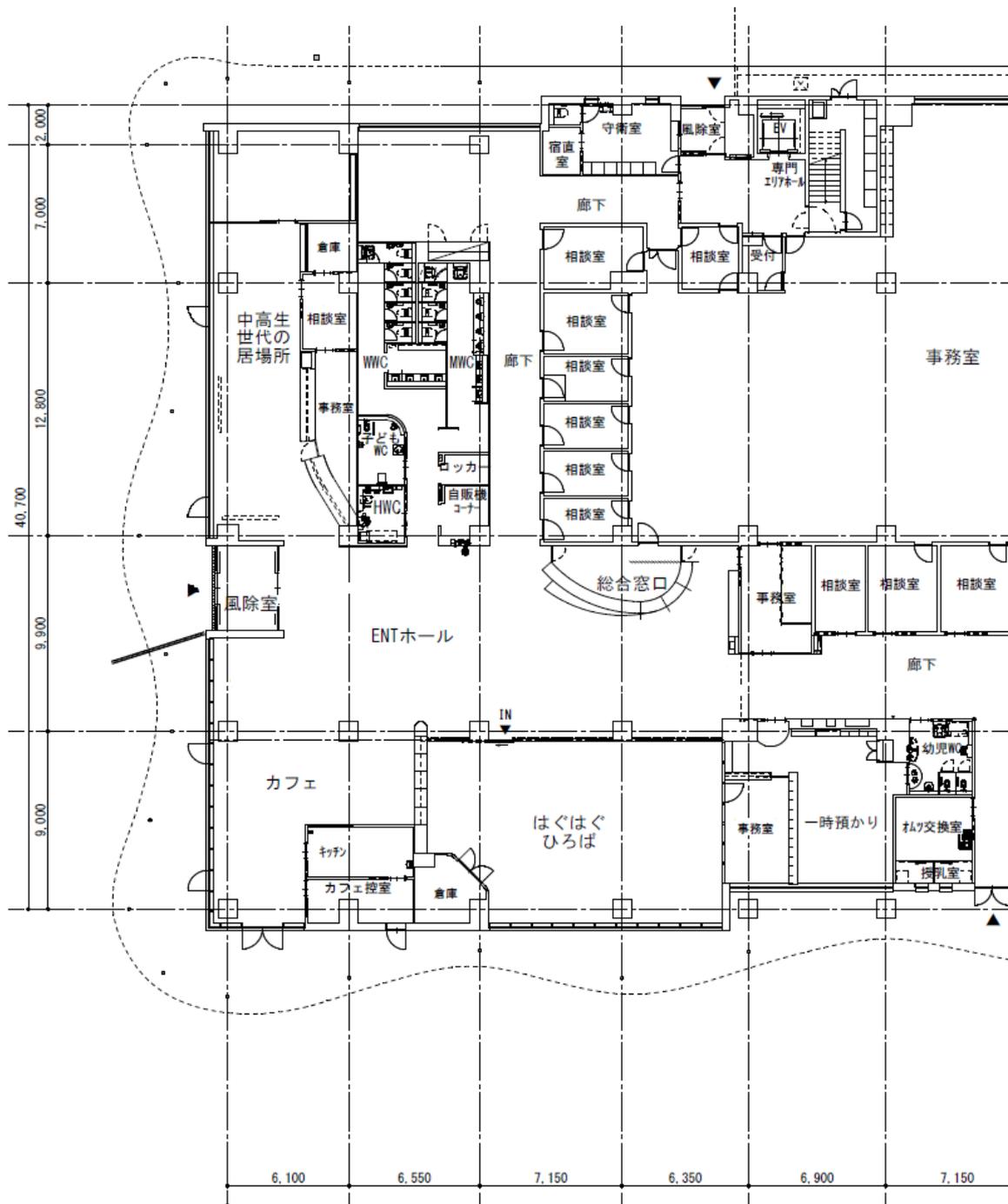
案内図



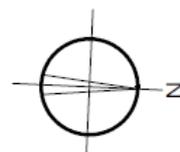
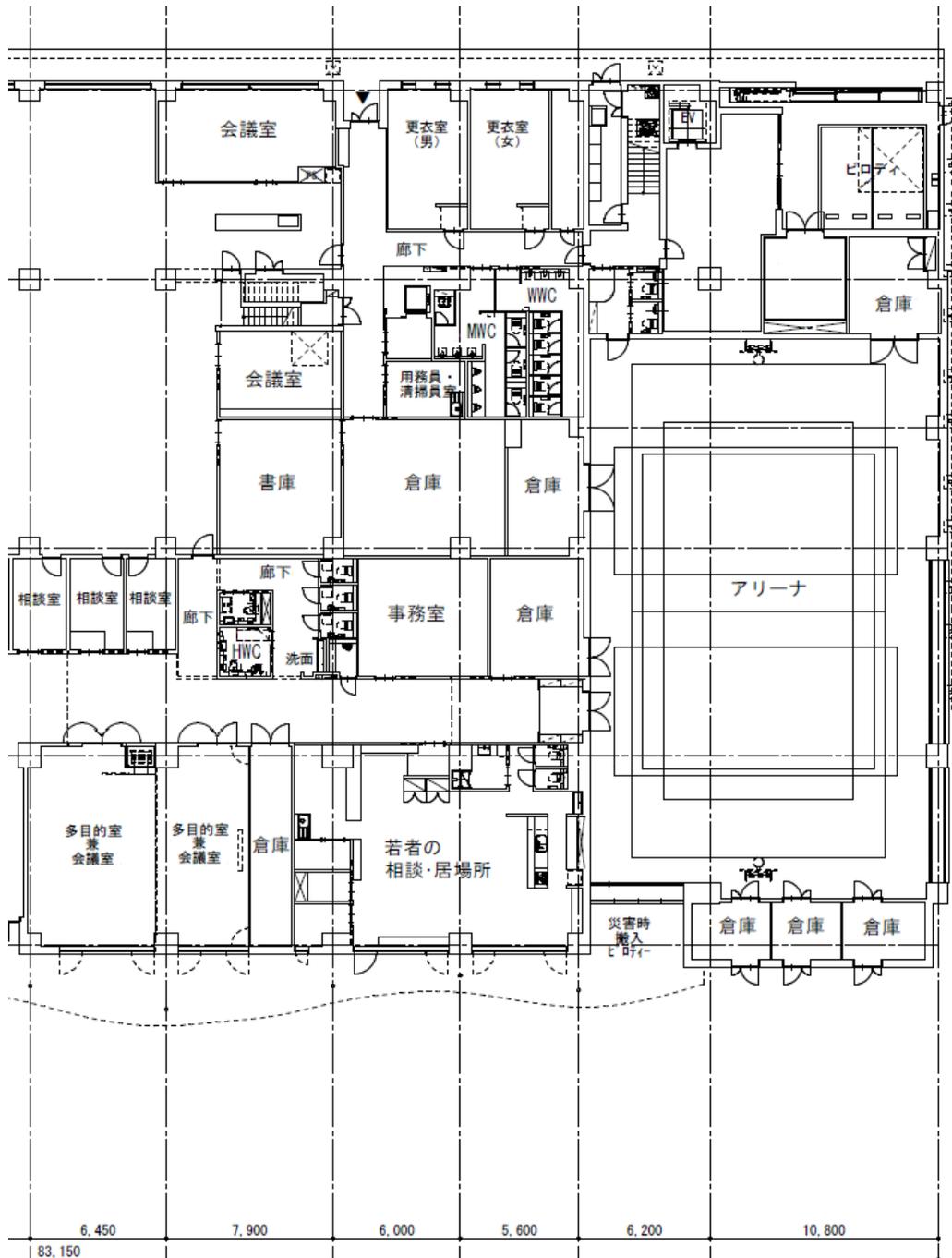
配置図



1階平面図

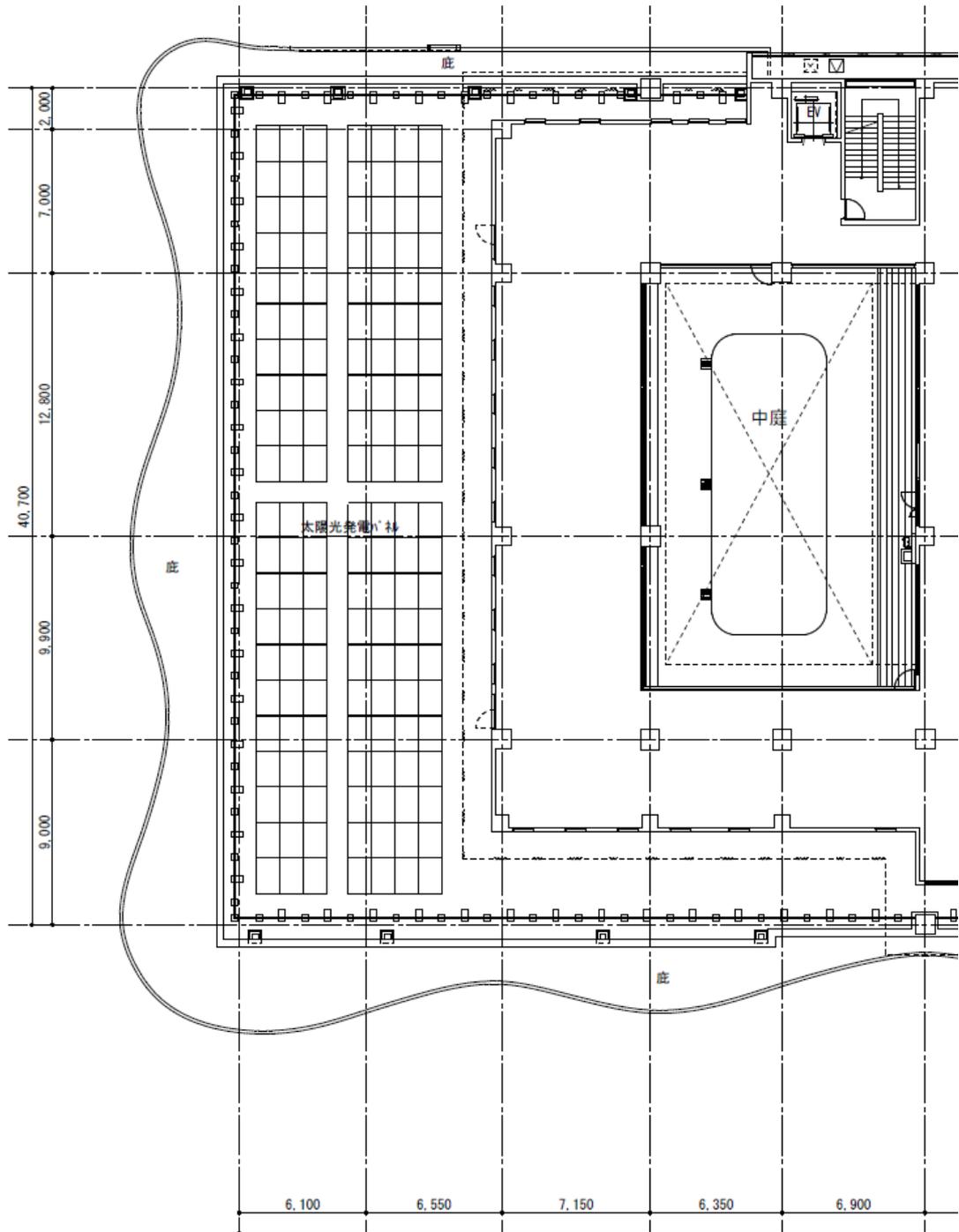


※ 1階のうち、一時保護所エリアについては、子どもの安全を確保するため、詳細は非公開

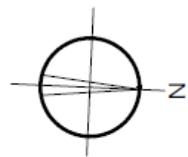
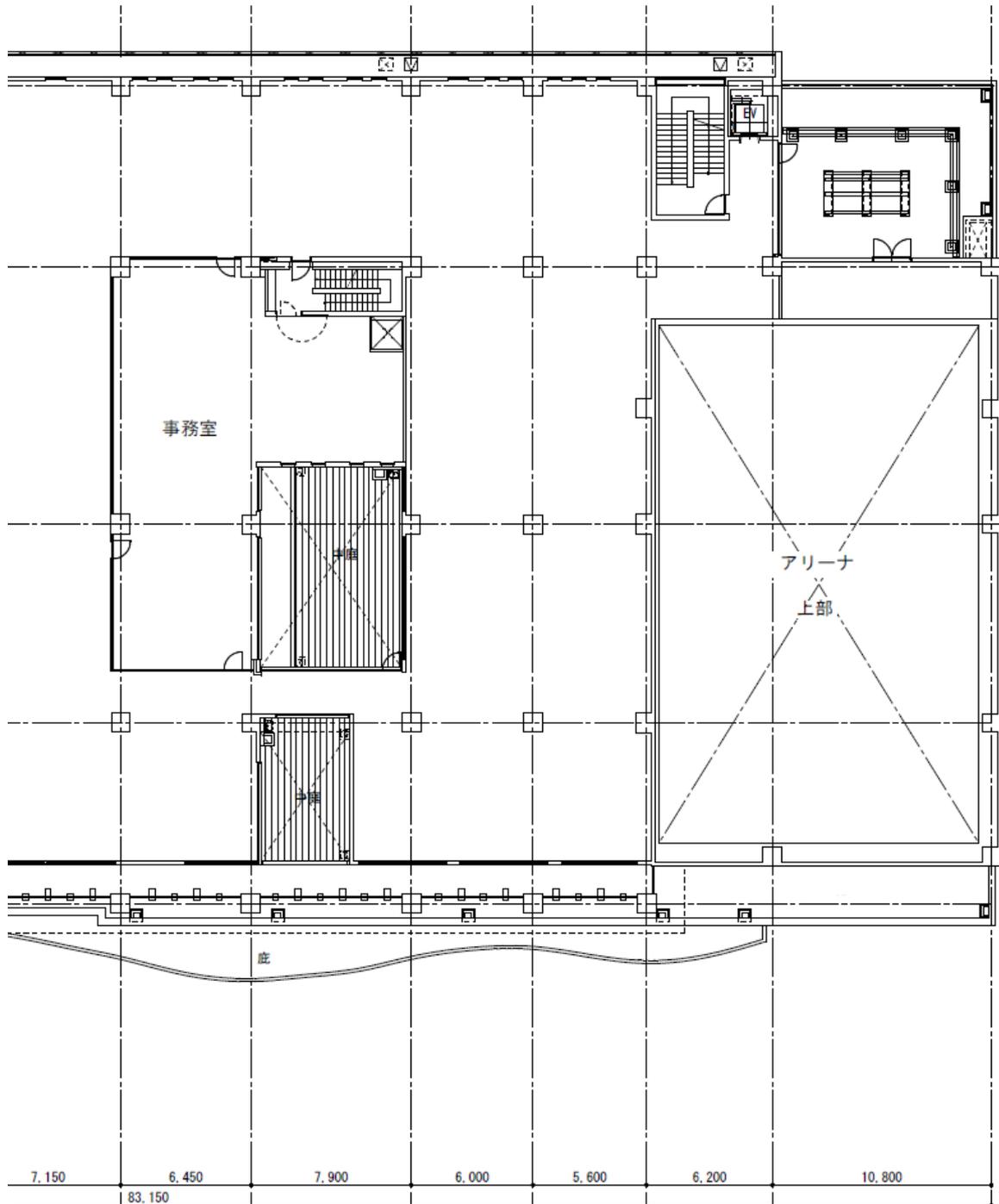


単位 m m

2階平面図

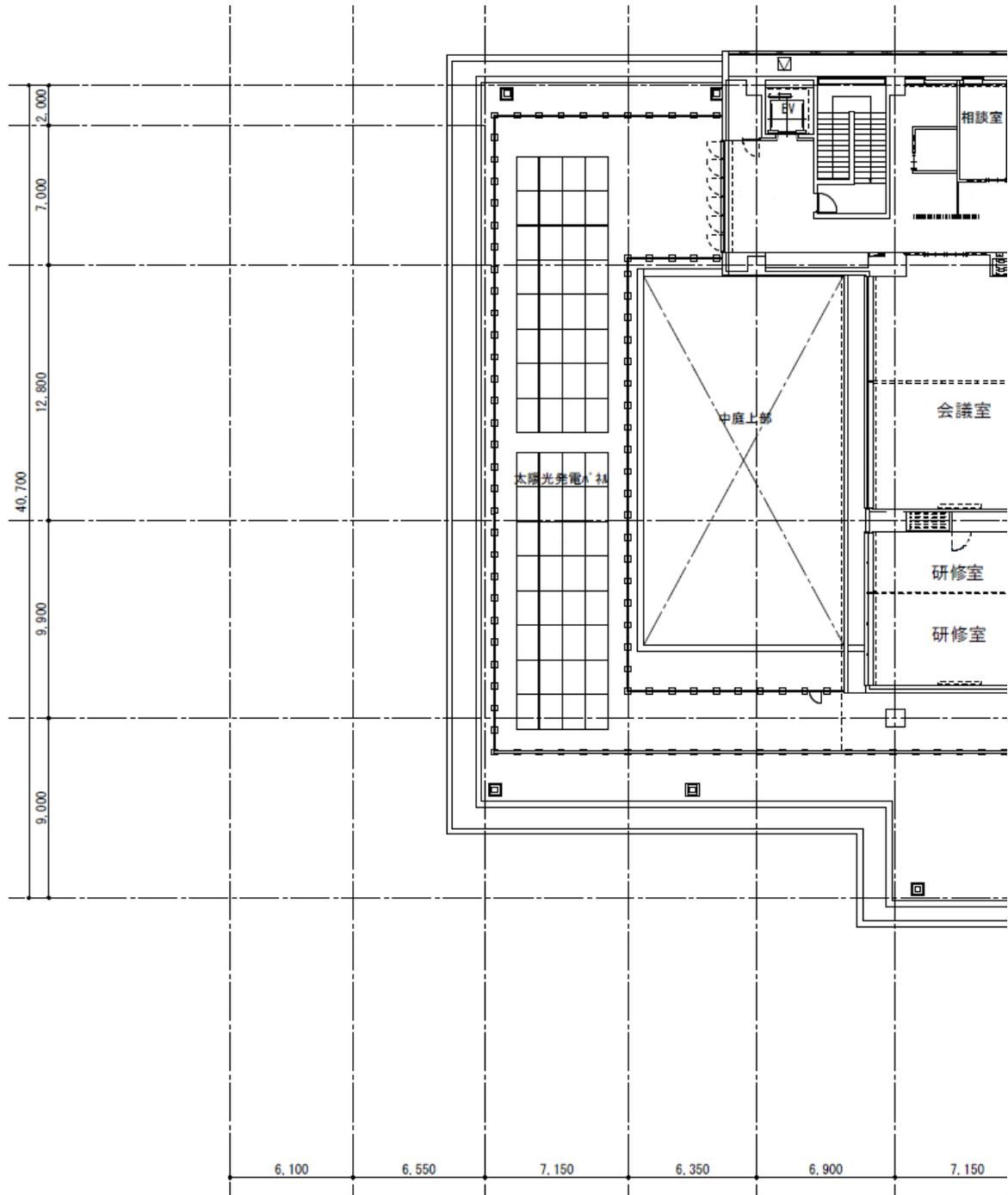


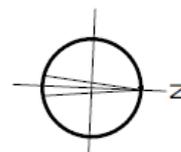
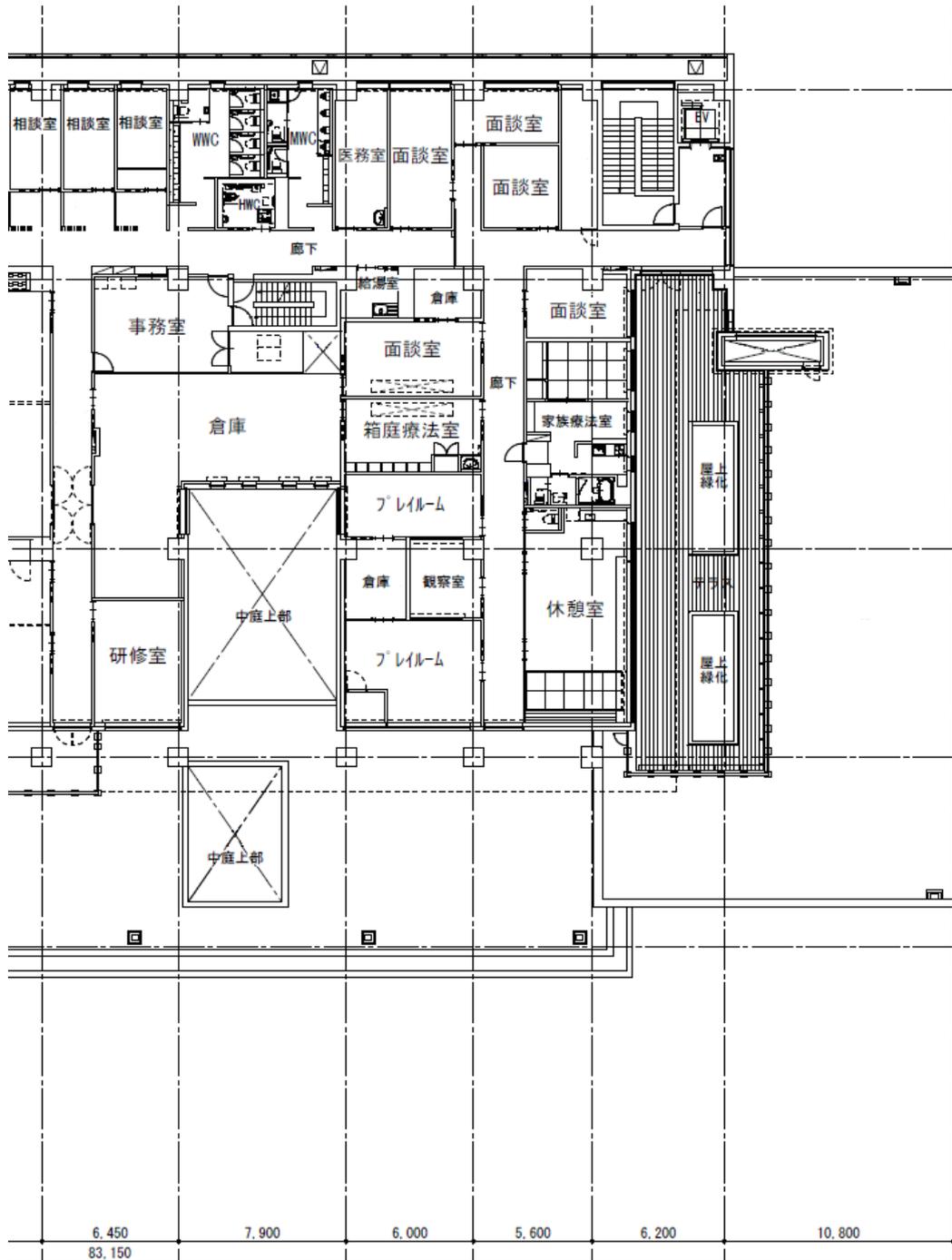
※2階は、一時保護所エリアにつき、子どもの安全を確保するため、詳細は非公開



単位 m m

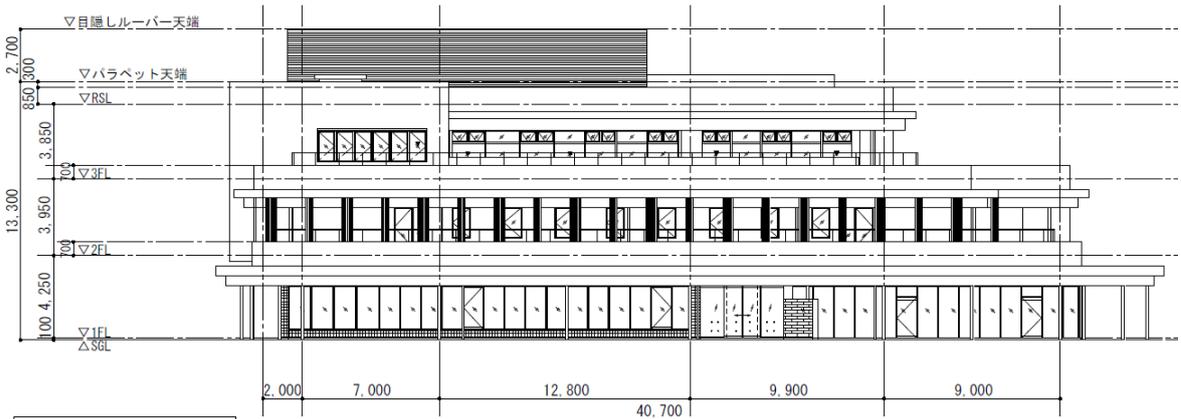
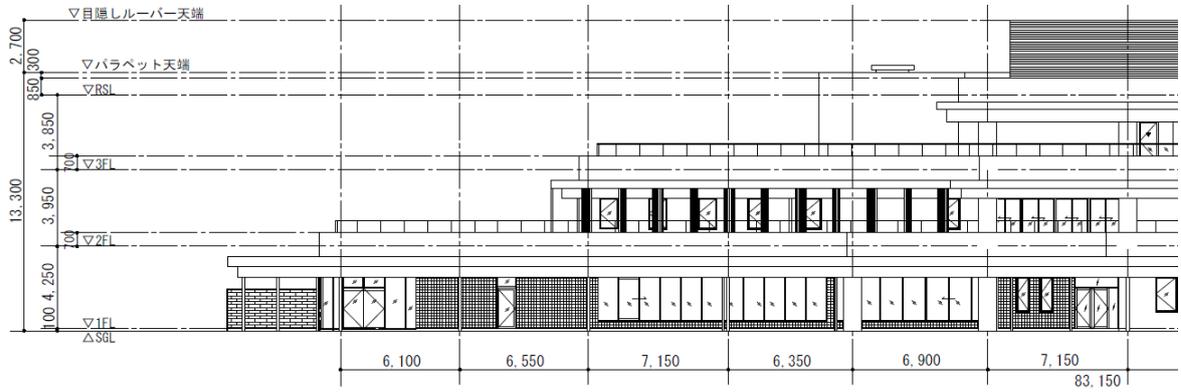
3階平面図



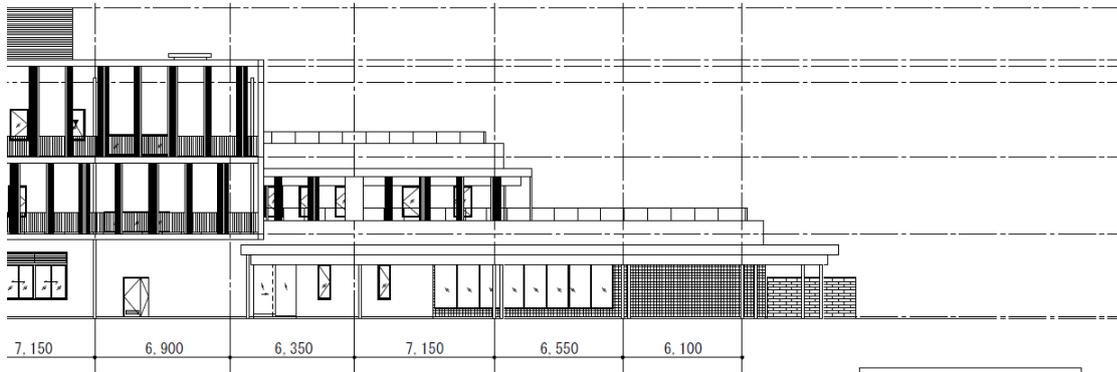


単位 m m

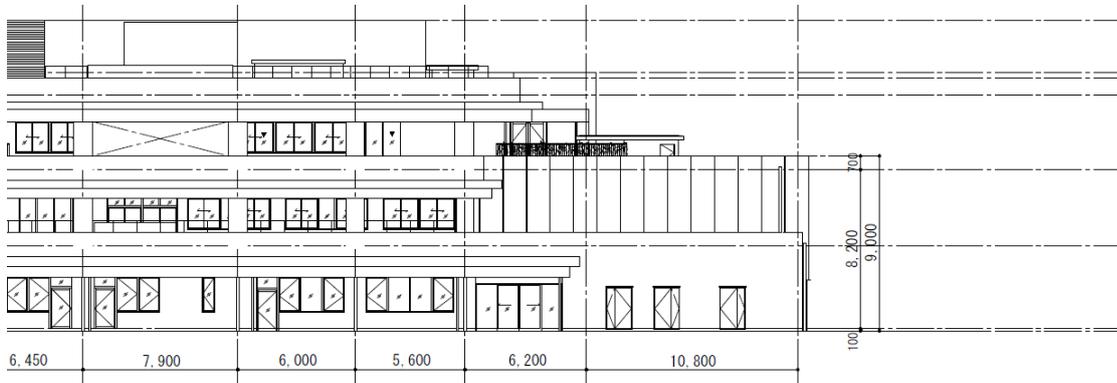
立面図



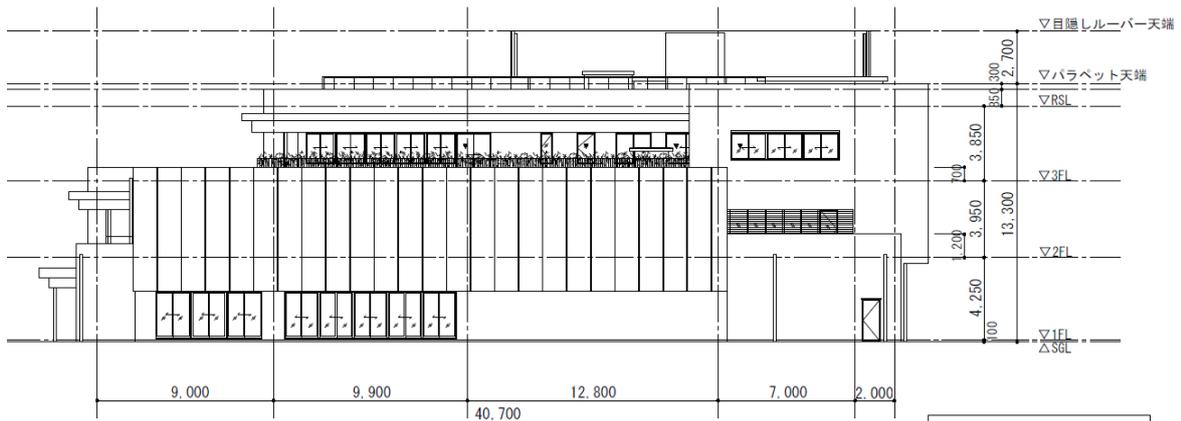
南側立面図



西側立面図



東側立面図



北側立面図

単位 m m

議案第 8 号資料

(仮称) 柏市こども・若者相談センター新築工事 (建築
工事) 関係

契約の経過

件名 (仮称) 柏市こども・若者相談センター新築工事 (建築工
事)

- | | | | | |
|---|----------|----|----|--------------------------|
| 1 | 公告 | 令和 | 6年 | 5月29日 |
| 2 | 申請期間 | 令和 | 6年 | 5月30日から
令和 6年 6月10日まで |
| 3 | 資格確認通知 | 令和 | 6年 | 6月12日 |
| 4 | 設計図書閲覧期間 | 令和 | 6年 | 5月29日から
令和 6年 7月 2日まで |
| 5 | 開札 | 令和 | 6年 | 7月 3日 |
| 6 | 入札の状況 | | | |

(単位 千円)

入札業者名	入札 第 1 回	結果
新日本建設(株)	2, 598, 000	落札
(株)松村組	2, 830, 000	
松井建設(株)	3, 125, 000	

契約金額は、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額とする。

- | | | | | |
|---|-----|----|----|-------|
| 7 | 仮契約 | 令和 | 6年 | 7月10日 |
|---|-----|----|----|-------|

工事請負入札参加業者調書

調査事項	業者名 新日本建設(株)	(株)松村組
代表者氏名	高見克司	村上修
所在地 (本店又は主たる営業所)	千葉県美浜区ひび野一丁目4番3	東京都千代田区三番町2番地
建設業許可番号	大臣(特-4)第7074号	大臣(特-2)第4100号
総合評定値 (建築一式工事)	1,752点	1,553点
年間平均完成工事高	53,419,945千円	38,947,824千円
営業年数	58年	73年
資本金	3,665,390千円	500,000千円
主な実績	(仮称) 柏北部東地区新設小学校建設工事(校舎棟) 建築工事[柏市]	東京大学(駒場1)駒場新体育館(仮称)新営その他工事[国立大学法人東京大学]

松井建設㈱
松 井 隆 弘
東京都中央区新川一丁目 17番22号
大臣(特-2)第3354号
1,769点
82,514,640千円
73年
4,000,000千円
都立府中東高等学校(30)校舎棟ほか改築工事 [東京都]

工事の請負契約の締結について

(仮称) 柏市こども・若者相談センター新築工事 (電気設備工事) について, 次のとおり請負契約を締結する。

令和 6 年 9 月 6 日提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

(仮称) 柏市こども・若者相談センターを新築したいので提案する。

1 名称

(仮称) 柏市こども・若者相談センター新築工事 (電気設備工事)

2 場所

柏市十余二 3 1 3 番 9 2 ほか

3 概要

(仮称) 柏市こども・若者相談センター新築工事に係る電気設備工事一式 (電力設備工事, 受変電設備工事及び通信・情報設備工事)

4 契約の方法

制限付一般競争入札

5 契約金額

1, 045, 000, 000 円

6 契約の相手方

千葉市中央区中央二丁目 9 番 2 0 号

住友電設株式会社 東関東支店

支店長 奥村和弘

議案第9号資料

(仮称) 柏市こども・若者相談センター新築工事 (電気設備工事) 関係

契約の経過

件名 (仮称) 柏市こども・若者相談センター新築工事 (電気設備工事)

- | | | | | |
|---|----------|----|----|---------|
| 1 | 公告 | 令和 | 6年 | 5月29日 |
| 2 | 申請期間 | 令和 | 6年 | 5月30日から |
| | | 令和 | 6年 | 6月10日まで |
| 3 | 資格確認通知 | 令和 | 6年 | 6月12日 |
| 4 | 設計図書閲覧期間 | 令和 | 6年 | 5月29日から |
| | | 令和 | 6年 | 7月2日まで |
| 5 | 開札 | 令和 | 6年 | 7月3日 |
| 6 | 入札の状況 | | | |

(単位 千円)

入札業者名	入札 第1回	結果
住友電設(株)	950,000	落札

契約金額は、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額とする。

- | | | | | |
|---|-----|----|----|-------|
| 7 | 仮契約 | 令和 | 6年 | 7月10日 |
|---|-----|----|----|-------|

工事請負入札参加業者調書

調査事項	業者名 住友電設(株)
代表者氏名	谷 信
所在地 (本店又は主たる営業所)	大阪府大阪市西区阿波座 二丁目1番4号
建設業許可番号	大臣(特-3)第180号
総合評定値 (電気工事)	1,815点
年間平均完成工事高	85,566,690千円
営業年数	72年
資本金	6,440,437千円
主な実績	(仮称)千葉県総合救急 災害医療センター電気設 備工事[千葉県]

工事の請負契約の締結について

(仮称) 柏市こども・若者相談センター新築工事(機械設備工事)について、次のとおり請負契約を締結する。

令和 6年 9月 6日提出

柏市長 太田和美

提案理由

(仮称) 柏市こども・若者相談センターを新築したいので提案する。

1 名称

(仮称) 柏市こども・若者相談センター新築工事 (機械設備工事)

2 場所

柏市十余二 3 1 3 番 9 2 ほか

3 概要

(仮称) 柏市こども・若者相談センター新築工事に係る機械設備工事一式 (空気調和設備工事, 給排水衛生設備工事, ガス設備工事等)

4 契約の方法

制限付一般競争入札

5 契約金額

8 5 4 , 7 0 0 , 0 0 0 円

6 契約の相手方

柏市中央町 5 番 1 6 号 TKビル 2 階

日本装芸株式会社 千葉支店

支店長 齊 藤 甫

議案第10号資料

(仮称) 柏市こども・若者相談センター新築工事 (機械設備工事) 関係

契約の経過

件名 (仮称) 柏市こども・若者相談センター新築工事 (機械設備工事)

- | | | | | |
|---|----------|----|----|--------------------------|
| 1 | 公告 | 令和 | 6年 | 5月29日 |
| 2 | 申請期間 | 令和 | 6年 | 5月30日から
令和 6年 6月10日まで |
| 3 | 資格確認通知 | 令和 | 6年 | 6月12日 |
| 4 | 設計図書閲覧期間 | 令和 | 6年 | 5月29日から
令和 6年 7月 2日まで |
| 5 | 開札 | 令和 | 6年 | 7月 3日 |
| 6 | 入札の状況 | | | |

(単位 千円)

入札業者名	入札 第1回	結果
日本装芸(株)	777,000	落札
大成温調(株)	815,500	

契約金額は、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額とする。

- | | | | | |
|---|-----|----|----|-------|
| 7 | 仮契約 | 令和 | 6年 | 7月10日 |
|---|-----|----|----|-------|

工事請負入札参加業者調書

業者名 調査事項	日本装芸(株)	大成温調(株)
代表者氏名	瀬戸潤一	水谷憲一
所在地 (本店又は主たる営業所)	東京都大田区矢口一丁目 4番10号	東京都品川区大井一丁目 49番10号
建設業許可番号	大臣(特-1)第18315号	大臣(特-2)第2826号
総合評定値 (管工事)	1,182点	1,611点
年間平均完成工事高	5,619,689千円	41,098,310千円
営業年数	50年	64年
資本金	90,000千円	5,195,057千円
主な実績	柏市立柏の葉小学校校舎 増築工事(機械設備工 事)[柏市]	(仮称)佐倉図書館等新 町活性化複合施設新築機 械設備工事[佐倉市]

